#### 苫小牧市自然環境保全条例の概要

(目的)第1条

苫小牧市における自然環境の保全と回復育成

(自然環境保全基本方針) 第6条

昭和53年4月に、苫小牧市自然環境保全基本方針を策定

(自然環境保全地区の指定)第7条

トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区、樽前ガロー地区、ウトナイ沼南東部砂丘地区、沼ノ端拓勇樹林地区の5地区

(保存樹木及び保存樹林の指定)第8条 保存樹~植苗小の「キタコブシ」1本、樽前小の「クリ」2本 保存樹林~若草小の樹木93本(ハルニレなど)

(緑地保全のための開発行為の規制)第18条 500平方メートル以上の伐採を伴う開発行為

(自然環境保全審議会) 第20条

委員18人以内、任期2年

この条例により権限とされた事項及び市長が諮問する事項の調査、審議を行う。

※ 第6条、第7条、第8条の指定等は審議会の意見を聞かなければならない。

### 苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」(昭和 49.6.11 条例第 12 号) に基づき、保全地区として、現在、5 か所(延 132.9ha)を指定しています。

### ① トキサタマップ湿原地区(面積 45.5ha 市有地)【昭和 51 年 3 月 10 日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表されるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

### ② 勇払川旧古川地区(面積 11. 1ha 国有地·市有地)【昭和 51 年 3 月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢200年近い高さ15mほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

## ③ 樽前ガロー地区(面積 8.6ha 国有地・私有地)【昭和 54 年 4 月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたようにはりつき、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの渓流性の野鳥も見られます。

# ④ ウトナイ沼南東部砂丘地区(面積 64.5ha 市有地・国有地)【平成 2 年 6 月 15 日指定】

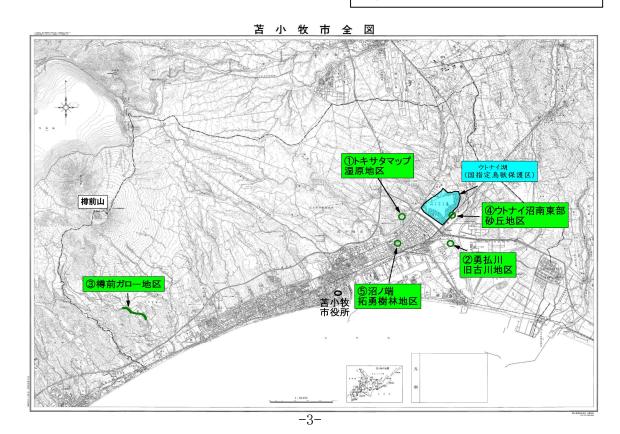


勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類、海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなど、これらが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

## ⑤ 沼ノ端拓勇樹林地区(面積 3.2ha 市有地)【平成7年2月21日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、クロミノウグイスカグラ(ハスカップ)などの低木が見られ、市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている。森林性に富んだ良好な樹林地であり、その存在は貴重な地区です。



## 令和7年度における自然環境保全事業の実施状況について

●勇払川旧古川地区 藻刈り (参考 別紙1)

勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地である当地区について、放置したままにしておきますと水草が溜まってしまい、腐敗や悪臭等、環境への悪影響をもたらすことから、毎年1回の藻刈り業務を実施しております。

※ 令和7年9月24日実施

●沼ノ端拓勇樹林地区 草刈り (参考 別紙2)

市街地に位置する当地区について、放置したままにしておきますと歩道に 雑草等が侵食し、歩行に支障が生じてしまうことから、毎年2回の草刈り業 務を実施しております。

※ 1回目 令和7年6月24日実施2回目 令和7年9月5日実施

## ●樽前ガロー地区 整備(参考 別紙3)

樽前ガロー地区の特徴的な自然環境・景観に配慮しながら、樽前ガロー自然環境保全地区に関する説明、安全上の注意、ビューポイントまでの誘導表示、周辺の観光地などに関する案内看板を設置しました。また、適切な維持管理来訪者の安全を確保するため、立ち入り防止柵、立ち入り防止ロープ、ヒグマの注意看板を設置しました。

※ 令和7年9月12日 ビューポイントの開放(参考 別紙3)

【着工前】 【着工後】



【着工前】 【着工後】

